補助金を申請される方向け

平成27年度補正予算
中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金
（FEMS導入補助）

公　募　要　領

平成28年2月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人　環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（5. 資料3 P.58）をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

③ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（平成27年3月31日財務省令第38号）」に規定するものである。

⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。

⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10．95％の利率）を加えた額をSIIに返還していただきます（SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します）。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）

⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

平成27年度補正予算
中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金について

本補助金では、事業内容に応じて下記の申請方法を選択し、申請方法毎に示されている申請要件を全て満たしていることを確認の上で申請手続きを行ってください。

本公募要領では、申請方法の分類のうち**【②FEMSの導入（更新・新設・増設含む）】、【③省エネルギー設備への更新及びFEMSの導入】**について説明いたします。

≪申請方法の分類≫

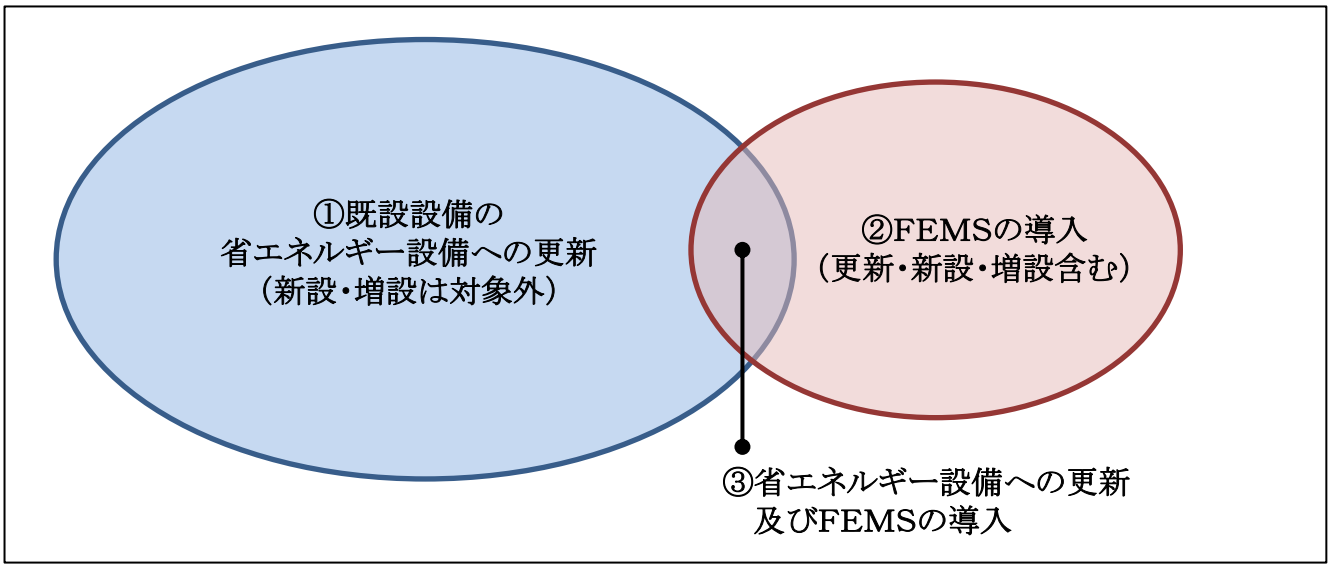

事業内容及び申請方法	詳細	補助率
①省エネルギー設備への更新 省エネ設備（更新）　FEMS（導入無）	既築の工場・事業場・店舗等における、既設設備の置き換え（更新）による省エネルギー事業 ※ 公募要領（設備導入補助）参照	補助対象経費の 3分の1以内
②FEMSの導入 省エネ設備（導入無）　FEMS（導入）	既築の工場における、FEMSの更新・新設・増設による省エネルギー事業 ※ 本公募要領参照	
③省エネルギー設備への更新及びFEMSの導入 省エネ設備（更新）＋FEMS（導入）	既築の工場等における、既設設備から省エネルギー設備への置き換え（更新）、及びFEMSの更新・新設・増設を併せて行う省エネルギー事業 ※ 本公募要領参照	

※ 既設設備の省エネルギー設備への更新、及びFEMSの導入を併せて行う場合、事業内容毎の要件等をそれぞれの公募要領において詳細に確認の上で申請手続きを行ってください。

目次

1. 事業概要

1－1	事業目的	5
1－2	事業名称	5
1－3	予算額	5
1－4	補助対象事業	5
1－5	補助対象事業者	6
1－6	補助対象設備	6
1－7	申請単位と回数	7
1－8	公募回数	7
1－9	補助対象経費	7
1－10	補助率及び補助金額	10
1－11	補助事業期間	10
1－12	事業全体スケジュール	11
1－13	複合事業の申請について	17

2. 交付申請～採択

2－1	公募	21
2－2	交付申請について	21
2－3	交付申請時の提出書類	22
2－4	書類提出先と受付期間	26
2－5	審査基準	27
2－6	交付決定について	28

3. 事業開始～完了

3－1	補助事業の開始	30
3－2	中間報告	30
3－3	実績報告	30
3－4	補助金の支払い及び成果報告等	31

4. 提出書類の作成例

交付申請書類の作成例	35

5. 資料

資料1	日本標準産業分類	55
資料2	交付規程（抜粋）	56
資料3	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	58

1.事業概要

1-1.事業目的

「一億総活躍社会」を実現する「強い経済」を実現するためには、中小企業等への省エネルギー設備の導入支援を行うことで投資を促進し、生産性を向上させることが必要である。

また、我が国は経済成長と世界最高レベルの省エネルギー水準を達成している中、今後さらに「長期エネルギー需給見通し」に基づき、2030年度において、最終エネルギー消費で5，030万kl程度の省エネルギーを達成していく必要がある。

本事業は、省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入により事業活動における省エネルギーを推進することで、事業活動の生産性を高めるとともに省エネルギーを促進し、中小企業等の競争力を強化することを目的とする。

1-2.事業名称

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

1-3.予算額

442．0億円程度

※ 上記予算は、平成29年3月31日(金)まで執行可能な総事業費である。
※ 公募状況により公募予算額を超える場合には、申請された補助金額から減額して採択されることや、審査の結果不採択となることがありますので、予めご了承ください。

1-4.補助対象事業

下記の全ての要件を満たす事業を対象とする。

①日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場（以下、「事業所」という。）において使用するFEMSを更新・新設・増設する事業であること。

※ 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ導入する設備は対象外とする。
※ FEMSの導入は、不動産登記簿上の「建物の種類」が「工場」の場合に限る。但し、「工場」以外で登記簿に登録されている場合であっても、設置場所となる事業所の外観写真（全体像がわかるもの）、及びその事業所内に設置されている設備の写真など、「工場」として操業していることが証明できる場合に限り、交付申請を行えることとする。
※ 事業所内に事務所棟などがある場合、当該建物へのFEMS導入も対象とする。
※ 居住に使用する事業場等におけるFEMS導入は対象外とする。
※ 補助対象となるFEMSの要件については、1－6.「補助対象設備」を参照のこと。（P.6）

②FEMSの新設あるいは既設FEMSの更新・増設を行うことで、更なる省エネルギー効果が得られる事業であること。
（注）導入前後で一次エネルギー使用量が増加する場合は対象外とする。

⇒詳細は「【補足①】省エネルギー効果について」を参照（P.12）
「【補足②】FEMS導入による省エネルギー効果の計算について」を参照（P.14）

※ 省エネルギー設備への更新と同時の導入だけではなく、FEMS単体での更新・新設・増設も対象とする。
※ 更新・増設は、制御機能の追加など、更なる省エネルギーに寄与する場合のみを対象とし、各種機器の劣化等による省エネルギー機能の向上が期待できない更新は対象外とする。
※ 更新・増設後のFEMSはFEMS機能要件表（P.9）に示す機能を充足しなければならない。

③単にFEMSの導入を行うだけでなく、FEMS計測データや生産管理システム等のデータを用いて継続的な省エネルギー及び更なる改善が期待できる事業であること。

⇒詳細は「【補足③】FEMS導入に伴う省エネルギー事業の実施に関して」を参照（P.15）

④補助事業者は事業終了後、事業所全体の1か月間のエネルギー使用量を基に前年同月のエネルギー使用量と比較することで省エネルギー量を算出し、その1か月分の削減比率から12か月分の省エネルギー量を算出した上で、事業完了後90日以内にSIIへ成果を報告できること。但し、前記によりがたい補助事業者は事業完了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告することも可とする。

※ なお、省エネルギー量の成果報告の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。

⑤SIIが必要と認めたものについては、その事業の交付申請及び成果報告内容を公表できる事業であること。

1-5.補助対象事業者

下記の全ての要件を満たす事業者を補助対象事業者とする。

①国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。

②原則、本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であること。

※ リース、ESCO（シェアード・セイビングス契約に限る）等を活用し、設備使用者と導入設備の所有者が異なる場合、設備使用者と所有者で共同申請を行うこと。

※ 割賦販売は対象外とする。

③法定耐用年数の間、導入設備等を継続的に維持運用できること。

※ リース等の場合、原則として最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）補助対象設備等を使用することが規定された契約内容とすること。
なお、最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）を下回る契約期間であっても、再リース等の規約がある場合は、法定耐用年数10年以上の補助対象設備の場合は処分制限期間の6割以上の契約期間、法定耐用年数10年未満の補助対象設備の場合は処分制限期間の7割以上の契約期間であれば対象とする。

⇒詳細は「【補足④】共同実施について」を参照（P.16）

④導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、SIIあるいは国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。

※ SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。

⑤経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は受け付けない。

1-6.補助対象設備

FEMSは、本事業において定める「FEMS機能要件表」の機能を充足する設備であり下記の全ての要件を満たすものを対象とする。

①「FEMS機能要件表」（P.9）に定める機能を充足していること。
②導入する設備が兼用設備、又は将来用設備あるいは予備設備等ではないこと。
③償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること。
④エネルギー消費を抑制する目的と関係のない機能やオプション等を追加していない設備であること。
但し、省エネルギー効果が伴う機能、オプションまたは付帯設備が、一体不可分の設備として出荷される場合その限りではない。
⑤その他の法規的な定めによる安全上の基準等を満たしている設備であること。
⑥更新の場合、原則、既設設備は、事業完了日までに廃棄を行うこととする。新設設備の安定稼働まで既設設備を保有する等、特別な理由がある場合は、SIIに相談し確認を受けなければならない。
但し、既設FEMSへセンサーや制御機器を増設する場合、既存設備は廃棄しなくてよい。

1-7. 申請単位と回数

①申請単位

原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請することとする。

②申請回数

同一事業者は、本事業において省エネルギー設備への更新とFEMSの導入合わせて最大3回まで申請できることとする。

但し、同一事業者の同一事業所における申請は1回のみとする。

なお、交付申請が不採択となった場合は、申請の回数としてカウントしない。

【他の国庫事業との重複について】

・本補助金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。

・本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）の併用はできない。

・導入しようとする設備について、生産性向上設備投資促進税制を利用する場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

その他の税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。

1-8.公募回数

1次公募及び2次公募の2回に分けて公募を行う。

⇒詳細は「2-1. 公募」を参照（P.21）

1-9.補助対象経費

補助対象経費は、購入する補助対象設備の設備費用のみとする。

なお、「FEMS機能要件表」の基準を規定した「見積依頼仕様書」（P.51参照）に基づき、原則3者以上による価格競争等を実施した結果、最低価格であった設備費用を補助対象経費の上限とする。

※ 固定資産台帳に記載する範囲のうち、設備等の費用として記帳される部分を対象とする。

※ 交付決定が行われる前に係る経費（事前調査費等）は対象外とする。

※ 設計費、運搬費、据付費、工事費、消費税、その他諸経費等は対象外とする。

※ 設備の設置に伴う配線や配管、可分のオプション設備等についても、原則補助対象外とする。

※ 原則として、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと。仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。

※ 補助対象経費と補助対象外経費が判別できるよう、販売事業者から見積明細を取得すること。

※ 見積条件を統一していない等、適正な価格競争が実施されていない場合、申請の不受理扱い、または、交付決定の修正・取消を行うことがある。

【申請フローイメージ】

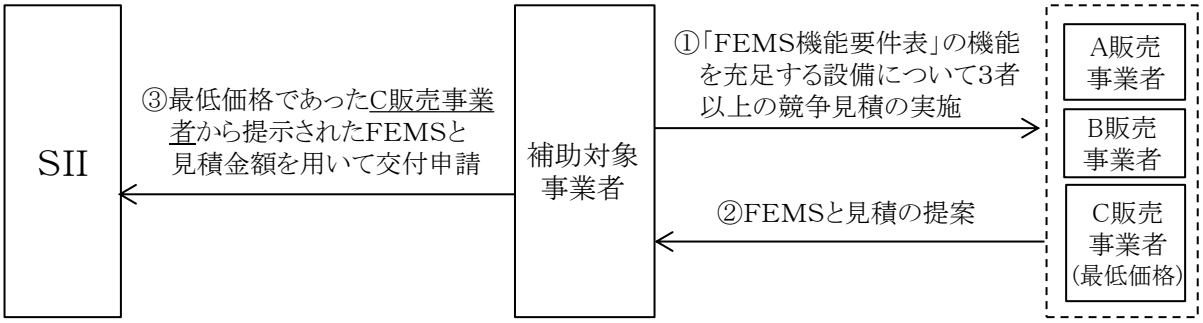

※交付申請にあたっては、補助対象経費が最低価格であった販売事業者の見積金額を用いて交付申請を行うが、交付決定を受けた導入予定設備の発注は、競争見積を行った3者であれば、どの販売事業者でもよい。

【補助対象となるFEMS例】

主装置・盤	計測制御主装置、ローカルサーバー、ロガー、主装置盤　など
計測計量機器	電力量センサ、ガスメータ、流量計、温湿度センサ、熱量計、パルス検出器 など
機械監視装置	生産量計測装置、設備稼働状況監視装置　など　※省エネルギーに寄与するものに限る
制御機器	リレースイッチ、コントローラ、インバータ、流量調整弁、自動制御設備、PLC※1　など
通信装置	モデム 、ルーター、PLC※2　など
モニター装置	監視用端末、PC、タブレット、モニター　など　※FEMS専用端末に限る
ソフトウェア	需要予測、最適化計算、最適制御システム　など

※1　制御PLC（Programmable Logic Controller）
※2　通信PLC（Power Line Communication）

【補助対象外となる経費】

設備費の一部	補助事業の実施に必要な設備以外の材料等の経費（配線、配管等）
設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費
運搬費	導入する設備あるいは除却する設備の運搬費等の経費
撤去費・廃棄費用	既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費
据付費・工事費	導入する設備の設置に要する据付費や工事費等の経費
システム開発費	他システムとの連携機能開発や事業所固有の機能開発にかかわる経費
諸経費・その他経費	会議費等の諸経費、交付決定以前に要した経費
消費税・地方消費税	消費税法に定める消費税・地方消費税

※上記以外にSIIが補助対象外と判断する経費を含む。

【FEMS機能要件表】

下表に示す全機能の保有は必須だが、実際に導入する機能はエネルギー種別毎の全体使用量計測＋目標設定・アラーム＋見える化までとし、個別回路計測や制御は任意とする。

No.	項目			保有機能	導入機能	機能
1	エネルギーの計測・見える化	全体※1※2	見える化	必須	必須	電力、ガスその他のエネルギーも含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算(kl)）で閲覧できること
2			内訳表示	必須	必須	1か月以下のエネルギー使用量の燃料別内訳を統一単位（原油換算(kl)）で閲覧できること
3		電力	全体電力使用量	必須	必須	事業所全体の電力使用量を計測できること（外部への売電を行う意場合は売電量の計測もできること）
4			個別電力使用量 ※3	必須	任意	系統別や機器別、発電設備、蓄電設備、フロア別等の個別電力使用量が計測できること
5			計測間隔	必須	必須	計測点それぞれを30分以内の間隔で計測できること
6			見える化	必須	必須	全体及び個別計測点の30分以内電力使用量を閲覧できること
7		電力以外※2	全体エネルギー使用量	必須	必須	事業所全体のエネルギー使用量を計測もしくは入力できること
8			個別エネルギー使用量 ※3	必須	任意	機器別や製造ライン別のエネルギー使用量を計測もしくは入力できること
9			計測(入力)間隔	必須	必須	全体・個別それぞれの項目を1か月以内の間隔で計測・入力できること
10			見える化	必須	必須	全体及び個別計測点の1か月以内のエネルギー使用量を閲覧できること
11	接続機器制御	電力	個別機器制御　※3	必須	任意	省エネルギーやデマンドピーク対策のために各機器を自動制御できること
12			デマンド目標設定と通知	必須	必須	事業所全体の30分デマンド値目標が設定でき、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には責任者へ自動的に通知できること
13			デマンド制御 ※3	必須	任意	設定した30分デマンド目標値以下に自動制御できること
14		電力以外※2	個別機器制御 ※3	必須	任意	省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること
15			使用量目標設定と比較	必須	必須	エネルギー種別毎に事業所全体の1か月以内使用量目標を設定でき、目標値と実績値を比較できること
16	データ保存・抽出	計測・入力データの保存		必須	必須	全計測及び入力データを13か月以上保存できること
17		制御履歴の保存※4		必須	必須	EMSで行った制御履歴を13か月以上保存できること
18		計測・入力データの抽出		必須	必須	全計測及び入力データをCSV形式等で抽出できること

※1　ガス、重油、石油等の外部購入エネルギー。工場内部でボイラー等により発生する熱は対象外だが、外部からの熱供給は対象。
※2　電力のみで操業している工場など、将来的にも電力以外のエネルギー使用がないことが明らかな場合は当該機能保有・導入は「任意」とする。
※3　制御機能や子メータを導入しない場合、「FEMS活用方針書」に将来的な制御・計測予定設備と時期を記載すること。
※4　制御時間を計算できる状態でログを保存すること。
（制御発停時間、制御内容、制御対象設備など、アンサーバック取得と記録を推奨するが必須としない。）

1-10.補助率及び補助金額

補助率は、補助対象経費の3分の1以内とする。
補助金額の上限額及び下限額は、下記の通りとする。
上限額:1事業者当たりの補助金　1億円
下限額:1事業所当たりの補助金　50万円(中小企業者及び個人事業主の場合は30万円)
(いずれの場合も補助金下限額未満は対象外)
※ 補助対象経費に補助率を乗じた補助金額が上限額を超える申請は、上限額の範囲内で交付決定される。
※ 補助金額は、小数点以下(1円未満)は切り捨て。

【中小企業者の定義】

中小企業基本法第二条に準じ、下記の通り中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。
※但し、下記のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を複数の大企業が所有している中小企業者。
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者をいう。
但し、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

1-11.補助事業期間

①事業開始日
交付決定日を事業開始日とする。
※契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

②事業完了日及び実績報告提出期限
導入する設備が設置され、事業にかかわる全ての支払いが完了する日を事業完了日とする。
実績報告は、事業完了日から30日以内又は平成29年1月31日(火)17時(必着)のいずれか早い日までに提出すること。
※申請時の事業完了日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。
なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

1-12.事業全体スケジュール

予定	補助事業者	SII
●公募期間 ＜1次公募＞ 平成28年3月22日～平成28年4月22日 ＜2次公募＞ 2次公募は、1次採択発表後に速やかに実施する。 ※ 公募開始については、SIIホームページで随時公表する。	補助対象設備の3者見積りの実施 導入設備の選定 ↓ 補助事業ポータル(Web)への入力 ↓ 交付申請手続き (交付申請書等必要書類の提出)	
●審査・交付決定 1次交付決定：平成28年6月上旬(予定) ※ 申請件数・審査状況により、変更となる場合があります。		申請内容の審査 (必要に応じて個別ヒアリング実施) ↓ 交付決定 (1次：平成28年6月上旬予定) 採択事業者への事務取扱説明書の案内
●事業開始 (交付決定後)	事業開始 (交付決定後) ↓ 中間報告 (平成28年7月29日まで) ↓ 契約・発注 ↓ 事業実施	
●事業完了 ●実績報告及び精算払い請求	事業完了 (既設設備の除却・導入設備の設置・全ての支払完了) ↓ 実績報告書兼精算払請求書の作成・提出 (事業完了日から30日以内又は平成29年1月31日いずれか早い方)	
●補助金の支払い (平成29年3月末まで)		確定検査実施 (書類検査及び現地調査実施) ↓ 確定通知発行 ↓ 補助金の支払い
●事業完了以降	成果の報告 (1か月間の消費エネルギー量から1年間分を算出) 取得財産の管理	

【補足①】省エネルギー効果について（1／2）

（1）FEMSの省エネルギー性

申請する補助事業者は、必ず「FEMS機能要件表」（P.9）に記載された機能を充足するFEMSを選定すること。

（2）補助事業の省エネルギー効果

補助事業者は、交付申請時にFEMS導入前と比較した導入後の省エネルギー量（以下「計画省エネルギー量」という。）及び省エネルギー率（以下「計画省エネルギー率」という。）を計算すること。エネルギー使用量は熱量換算し、原油換算（下記「原油換算係数表」参照）を行うこと。

①省エネルギー量

- 複数エネルギー種をFEMSを用いて管理する場合は、エネルギー種別毎の計画省エネルギー量を計算し、合算すること。
- 同時に設備更新を行う場合は、設備更新による計画省エネルギー量を差し引いた値から、FEMS単独の計画省エネルギー量を計算すること。併せて、事業全体の計画省エネルギー量も計算すること。
- 計画省エネルギー量は、裕度（安全率）を考慮し実態に応じた計算とすること。
- 計画省エネルギー量は、年間量で示すこと。

②省エネルギー率

- FEMSの計画省エネルギー率を示すこと。
- 同時に設備更新を行う場合は、設備更新による計画省エネルギー量を差し引いた値から、FEMS単独の計画省エネルギー率を計算すること。併せて、事業全体の計画省エネルギー率も計算すること。

③事業終了後の省エネルギー効果報告

- 事業完了後に計画省エネルギー量は必達とすること。
- 事業所全体の1か月間のエネルギー使用量を基に前年同月のエネルギー使用量と比較することで省エネルギー量を算出し、その1か月分の削減比率から12か月分の省エネルギー量を算出すること。

【原油換算係数表（電気）】

（省エネ法施行規則(平成26年4月1日施行改正)の第4条第3項）
発熱量10（GJ）＝原油換算量0.258（kl）

電気の量		発熱量(GJ)
一般電気事業者から昼間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9．97
一般電気事業者から夜間買電 ※特定規模電気事業者からの買電量も含む	1千kWh	9．28
上記以外の買電	1千kWh	9．76

【原油換算係数表（熱）】

（省エネ法施行規則（平成26年4月1日施行改正）の第4条第2項）
発熱量10（GJ）＝原油換算量0.258（kl）

熱の種類・量		発熱量（GJ）
産業用蒸気	1GJ	1．02
産業用以外の蒸気	1GJ	1．36
温水	1GJ	1．36
冷水	1GJ	1．36

【補足①】省エネルギー効果について（2／2）

【原油換算係数表（燃料）】

（省エネ法施行規則（平成26年4月1日施行改正）の第4条第1項）
発熱量10（GJ）＝原油換算量0.258（kl）

燃料名・量		発熱量（GJ）
原油	1kl	38．2
原油のうちコンデンセート（NGL）	1kl	35．3
揮発油（ガソリン）	1kl	34．6
ナフサ	1kl	33．6
ジェット燃料油	1kl	36．7
灯油	1kl	36．7
軽油	1kl	37．7
A重油	1kl	39．1
B・C重油	1kl	41．9
石油アスファルト	1トン	40．9
石油コークス	1トン	29．9
液化石油ガス（LPG）	1トン	50．8
石油系炭化水素ガス	千m^3	44．9
液化天然ガス（LNG） （窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。）	1トン	54．6
その他可燃性天然ガス	千m^3	43．5
原料炭	1トン	29．0
一般炭	1トン	25．7
無煙炭	1トン	26．9
石炭コークス	1トン	29．4
コールタール	1トン	37．3
コークス炉ガス	千m^3	21．1
高炉ガス	千m^3	3．41
転炉ガス	千m^3	8．41
都市ガスの熱量については都市ガス会社に確認すること。		

【補足②】FEMS導入による省エネルギー効果の計算について

本事業で導入するFEMSの削減効果は、下記いずれかの方法で算出すること。

1. 計算方法のパターン

①指定削減率を用いる

事業所全体のエネルギー使用量に対して、導入するFEMSの機能レベルに応じた指定削減率を乗じて算出する方法。

FEMS削減量 ＝ 事業所全体エネルギー使用量[kl,kWh,㎥等] × FEMS指定削減率[%]

②占有率と削減率を用いる

事業所全体のエネルギー使用量に対する制御対象設備のエネルギー占有率と制御による想定削減効果から計算する方法。

この方法を用いる場合は、占有率と削減率の計算過程と根拠を示した資料を提出すること。

FEMS削減量 ＝ 事業所全体エネルギー使用量[kl,kWh,㎥等] × 制御対象設備エネルギー占有率[%] × FEMS削減率[%]

③補助事業者が独自に削減効果を計算

過去の削減実績や制御対象機器の想定出力・エネルギー使用量と制御方法から独自に計算する方法。この方法を用いる場合は計算過程と根拠を示した資料を提出すること。

【指定削減率表】

Lv.	項目	システム概要	指定削減率
Lv. 1	見える化＋目標設定・アラーム	事業所全体の各エネルギー使用量に対する使用量目標設定と見える化を行い、各エネルギー使用量目標値を超える蓋然性が高い場合にメールや警報音等で通知を行うシステム	0.5%
Lv. 2	部分自動制御（生産設備以外）	Lv. 1に加え、空調・照明等生産設備以外の設備を目標値やスケジュールに応じて自動制御するシステム	1.0%
Lv. 3	全体自動制御（生産設備含む）	Lv. 2に加え生産系設備を含めて目標値やスケジュールに応じて自動制御するシステム	2.0%

2. 計算時の注意点

- 「省エネルギー設備への更新」と「FEMS導入」を同時に行う場合（複合申請）の計算方法については、P.18「【補足⑤】複合申請時の省エネルギー効果の計算方法について」を参照すること。
- FEMS省エネルギー量はエネルギー種別毎に計算し、原油換算後に合算すること。
- 指定削減率は計測点数や制御点数、事業所規模にかかわらず、FEMSレベルに応じて一定とする。
- 導入するFEMSがLv.1相当（見える化のみ）の場合、②・③の計算方法は採用せず、必ず①指定削減率Lv. 1を用いて計算すること。
- 既設FEMSの更新・増設を行う場合、更新・増設による省エネルギー量のみ計算すること。
- 指定削減率を採用する場合、交付申請時の提出書類「システム概要図」で当該レベルを満たしていることを確認できること。また、指定削減率表に当てはまらない場合や高機能FEMS※を導入する場合は、指定削減率を使用せず、②占有率と削減率を用いた計算、あるいは③独自計算を用いること。
- どの計算を選択するかは事業者の判断とし、計算結果については事業者が責任を負うこと。

※ 高機能FEMSの事例
- 生産管理系システムと連携したスケジュール制御や自動制御を行うもの
- 蓄熱や蓄電池、コジェネと連携したリアルタイム制御を行うもの
- 生産量計画や需要予測に伴い、最適計画を立案して制御するものなど

【補足③】FEMS導入に伴う省エネルギー事業の実施について

FEMSは単に導入するだけではなく、計測データの分析・診断を行い、エネルギーの無駄を抽出し更なる省エネルギーや設備改善に活用することで、導入効果が得られるものである。

1. 省エネルギー事業の分析・診断

本補助金でFEMSを導入する事業者は、FEMSで計測したデータや生産管理系のデータ等を用いて下記のような方法で、継続的な省エネルギー分析・診断を行わなければならない。

○省エネルギー診断・分析方法例

- FEMSと他システム等の自動連携によって、自動診断・分析を行い、特定の省エネルギー指標を管理する方法
- 事業者自らが、定期的にFEMSデータと生産管理データを分析し、指標管理や今後の省エネルギー対策を検討する方法
- 外部の省エネルギー支援企業や専門家に依頼し、定期的に省エネルギー分析・診断を受ける方法
- その他、継続的な省エネルギーに寄与する分析・診断方法

2. FEMS導入後の活用方法

交付申請時に最低限下記の内容を含む「FEMS活用方針書」を提出すること。

① 実施体制及び責任者
※ 責任者については必ず氏名と役職を記載すること

② FEMSを活用した省エネルギー実施方法
※ 見える化データの活用方法や制御内容など

③ 個別計測機能、制御機能の導入計画
※ 本事業において個別計測機能と制御機能を導入しているか
※ 個別計測、制御機能における将来的な導入計画について

④ 管理指標及び目標値と達成予定時期
※ 可能な範囲で生産系指標と関連がある指標とすること

（指標例）
- 単位売上当たりエネルギー使用量（総エネルギー使用量／売上）
- 1製品当たりエネルギー使用量（総エネルギー使用量／生産個数）
- 生産担当者当たりエネルギー使用量比較　　など

⑤ 実績確認及び省エネルギー方針見直し頻度
※ 最低限年1回以上の実績確認と見直しを行うこと
※ 実績確認資料はSIIへ定期的に提出する必要はないが、SIIから要請があった場合は速やかに提出すること

【補足④】共同実施について

(1)ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、設置事業者との共同申請を行い、ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- シェアード・セイビングス契約に限る(ギャランティード・セイビングス契約等は対象外)。
- 導入による省エネルギー効果がESCO事業者によって保証される契約(パフォーマンス契約)を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とESCOの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。なお、契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する設備を補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、補助事業者は、所有権移転後も、補助金の交付目的に従って補助対象設備の効率的運用を図ることとする。

  ※自治体等が実施する公募型ESCOにおいて、既にESCO事業者が当該自治体等の公募に応募し、公正な審査により選定されていると認められる場合のみ、必ずしも3者以上の競争見積は課さない。

(2)リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設置事業者(設備使用者)とリース事業者等との共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)使用することを前提とした契約とすること。なお、契約終了後、サービスを提供する事業者が保有する設備を補助事業者に譲渡する契約も認める。この場合、補助事業者は、所有権移転後も、補助金の交付目的に従って補助対象設備の効率的運用を図ることとする。

  ※なお、最長の処分制限期間(法定耐用年数の間)を下回る契約期間であっても、再リース等の規約がある場合は、法定耐用年数10年以上の補助対象設備は処分制限期間の6割以上の契約期間、法定耐用年数10年未満の補助対象設備は処分制限期間の7割以上の契約期間であれば対象とする。

(3)商業用ビル等の場合

- 補助事業者が建築物の所有者の場合は、設備を所有する者が代表して申請することとする。但し、店子が存在する場合は店子が設備を適切に使用することを確認し、店子との契約書等の写しを提出するものとする。
- 補助事業者が店子の場合(自社所有でない建物等に設備を設置する場合)は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出するものとする。
- 補助事業者が店子(A)であり、かつそのエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者(B、C…)を含む場合は、他のエネルギー使用者(B、C…)が設備を適切に使用することを確認し、店子(A)と他のエネルギー使用者(B、C…)との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

1-13.複合事業の申請について

「省エネルギー設備への更新」及び「FEMSの導入（更新・新設・増設含む）」を同時に実施する複合事業の申請（以下、「複合申請」という。）については、提出書類や省エネルギー効果の考え方等について本頁以降をよく確認の上、交付申請を行うこと。

事業	概要	補助率
省エネルギー設備への更新 及びFEMSの導入 （複合事業） 省エネ設備（更新） ＋ FEMS（導入有）	既築の工場等における、既設設備から省エネルギー設備への置き換え（更新）及びFEMSの更新、新設、増設による省エネルギー事業	補助対象経費の **3分の1以内**

① 複合申請時の注意事項

- **申請可能要件**
  複合事業は、「省エネルギー設備への更新」「FEMSの導入」の要件を双方全て満たしていることが前提となるため、複合申請を行う補助事業者は、必ずそれぞれの公募要領をよく確認すること。特に、複合事業でも「FEMSの導入」は工場への導入に限られることに注意すること。

- **補助率及び補助金額**
  補助率及び補助金の上限額及び下限額は、複合事業の場合でも単独申請の場合と同じとし、1申請当たりの設備・FEMSを含めた合計補助対象経費で判断する。

- **リース、ESCOのサービスを利用して補助事業を行う場合**
  複合事業でリース・ESCOを利用する場合、1申請についてリース・ESCO会社1社とし、設備はリース、FEMSは自己保有など、一部のみリース・ESCOを利用することは認めない。リース・ESCOを利用する場合、補助対象設備すべてを一括でリース・ESCOを行うこと。

- **省エネルギー効果の計算について**
  複合事業時の省エネルギー効果計算は、設備単独やFEMS単独の計算方法と異なることに注意すること。

  ⇒詳細は「【補足⑤】複合申請時の省エネルギー効果の計算方法について」を参照（P.18）

- **交付申請後の取り扱い**
  交付申請後、申請パターンの変更は原則認めない。
  （単独事業⇒複合事業、複合事業⇒単独事業　など）

② 複合申請の提出書類に関して

提出書類は「省エネルギー設備への更新」の申請書類に、「FEMS導入」の申請書類の差分だけを追加することにより、複合事業を申請することができる。「省エネルギー設備への更新」の申請書類と重複するものは提出する必要はない。

⇒詳細は「【補足⑥】複合申請時の提出書類イメージ」を参照（P.19）

【補足⑤】複合申請時の省エネルギー効果の計算方法について

複合申請の場合の省エネルギー効果の算出については、下記の順で計算する。
※ 詳細は別冊、「交付申請の手引き」及び「省エネルギー効果計算マニュアル」を参照

① 「省エネルギー設備への更新」による省エネルギー量の算出
更新前後の設備のエネルギー使用量を求め、エネルギー種別毎の省エネルギー量を算出

② 「FEMS導入」による省エネルギー量の算出
- SIIが定めた計算表に事業実施前の事業所全体のエネルギー使用量(エネルギー種別毎)を登録
- 事業所全体のエネルギー使用量から①の「設備更新」による省エネルギー量を減算
- 減算値から下記いずれかの方法を用いて「FEMS導入」による省エネルギー量を算出

⇒詳細は「【補足②】FEMS導入による省エネルギー効果の計算に関して」(P.12) 参照

(計算方法)
1. 指定削減率
2. 占有率と削減率
3. 独自計算

③ 事業全体の省エネルギー量を算出
①及び②で算出した「設備導入」「FEMS導入」それぞれの省エネルギー量を合算し事業全体の省エネルギー量を算出

【複合申請時における省エネルギー効果計算の模式図(指定削減率を乗じる場合)】

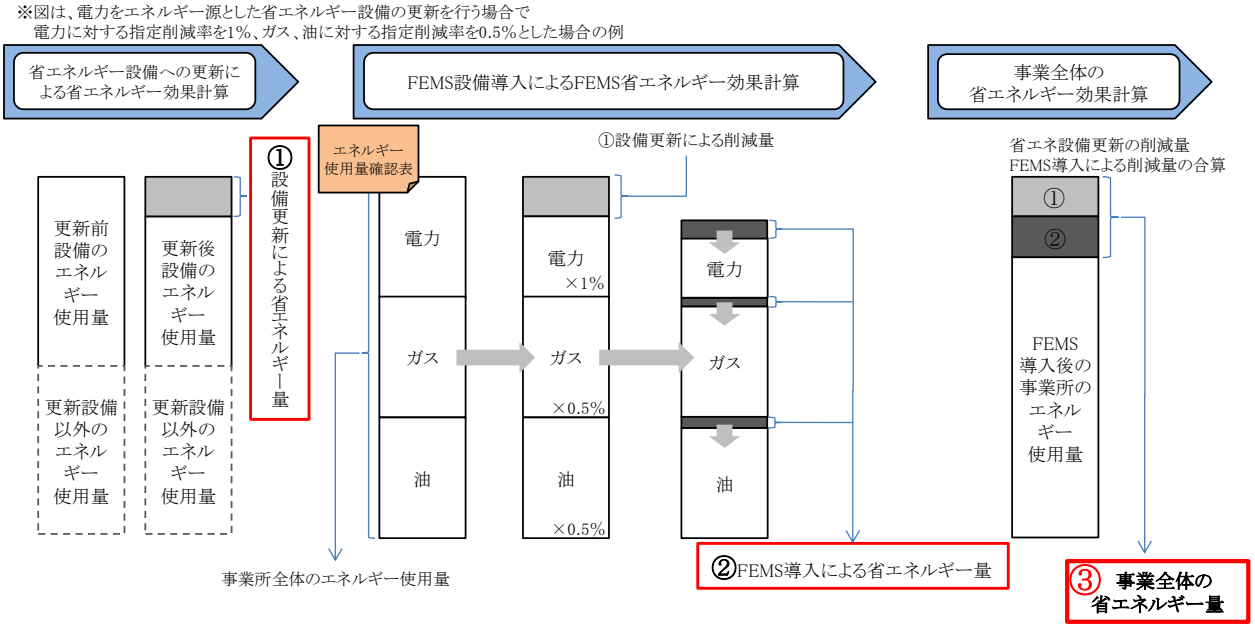

【補足⑥】複合申請時の提出書類イメージ

複合申請の場合は、「省エネルギー設備への更新」の申請書類と重複するものは不要とする。

No.	省エネルギー設備への更新	
1	交付申請書	
	交付申請書(別紙)	
	補助金及び交付申請に関する同意書	
2	実施計画書	1 事業概要
		2 資金調達計画 3 事業実施に関連する事項
		4 事業スケジュール 5 発注区分表
		6 導入設備一覧
		7 エネルギー使用量計算書
		8 省エネルギー効果計算書
		9 省エネルギー効果総括表
		10 既存設備の撤去範囲
		11 導入予定設備の配置図
3	見積関連書類	1 見積依頼仕様書
		2 見積金額一覧表
		3 見積書(3者分)
添付1	会社概要	
添付2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
添付3	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)等	
添付4	設備の製品カタログ/設備の仕様書	

No.	FEMS導入	
1	交付申請書	
	交付申請書(別紙)	
	補助金及び交付申請に関する同意書	
2	実施計画書	1 事業概要
		2 資金調達計画 3 事業実施に関連する事項
		4 事業スケジュール 5 発注区分表
		6 導入設備一覧
		7 エネルギー使用量確認表
		8 省エネルギー効果計算書(FEMS)
		9 省エネルギー効果総括表
		10 システム概要図
		11 計測・制御対象一覧(ポイントリスト)
		12 FEMS活用方針書
		13 導入システム機能確認書
3	見積関連書類	1 見積依頼仕様書
		2 見積金額一覧表
		3 見積書(3者分)
添付1	会社概要	
添付2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
添付3	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)等	
添付4	FEMSの製品カタログ/FEMSの仕様書	

不要

不要

省エネルギー設備導入とFEMS導入の同時実施		
1	交付申請書	
	交付申請書(別紙)	
	補助金及び交付申請に関する同意書	
2	実施計画書	1 事業概要
		2 資金調達計画 3 事業実施に関連する事項
		4 発注区分表 5 事業スケジュール
		6 導入設備一覧
		7 エネルギー使用量計算書
		8 省エネルギー効果計算書
		9 エネルギー使用量確認表
		10 省エネルギー効果計算書(FEMS)
		11 省エネルギー効果総括表
		12 既存設備の撤去範囲
		13 導入予定設備の配置図
		14 システム概要図
		15 計測・制御対象一覧(ポイントリスト)
		16 FEMS活用方針書
		17 導入システム機能確認書
3	見積関連書類	1 見積依頼仕様書
		2 見積仕様・金額比較一覧表
		3 見積書(3者分)
添付1	会社概要	
添付2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	
添付3	建物の登記簿謄本(全部事項証明書) 等	
添付4	設備の製品カタログ/設備の仕様書	

2.交付申請～採択

2-1. 公募

① 補助事業の公募について
SIIは、補助事業者に対し一般公募を行う。
SIIホームページ(http://sii.or.jp/)に公募関連情報を随時公表する。

② 公募期間について
1次公募:平成28年3月22日(火)　～　平成28年4月22日(金)　17時(必着)
※ 1次公募の予算枠は、早期執行の観点から全体予算の7割とする。
※ 2次公募は、1次採択発表後に速やかに実施する。
※ 公募の結果、1次公募において交付決定額が予算枠に満たない場合は、1次公募の残予算を2次公募の予算枠に加える。また、2次公募において予算枠に満たない場合は、3次公募を実施することがある。

2-2. 交付申請について

補助事業者はSIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルのアカウント情報(ID、パスワード)を取得する。補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して申請書類を作成の上、全ての申請書類を一般社団法人　環境共創イニシアチブ宛てに郵送する(郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと)。
※ 補助事業ポータルに入力する内容は申請書類の内容と必ず一致させること。一致していない場合、申請を受け付けない場合がある。
※ 補助事業者は、交付決定後の契約、設備等の導入、補助対象経費の支払い完了等、事業実施の確実性や予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。

交付申請の手順

公募要領の確認
- 公募要領の内容を確認。
  ※ 各種補足資料(SIIホームページに掲載)も併せて確認のこと。

↓

計画立案・設備選定
- 実施事業の計画を立案。
  ※ 見積依頼仕様書を作成し、3者以上による価格競争等を実施すること。
  ※ 見積書(3者分)、カタログ等の添付書類を用意すること。

↓

アカウントの登録
- SIIホームページ(http://sii.or.jp/)でアカウント登録。
  ※ 登録から数日以内に、メールでアカウント情報(ID、パスワード)が届く。

↓

ポータルにログイン
- メールで通知されたURLにアクセスし、ポータルにログインする。

↓

ポータルに入力
- 申請に必要な情報をポータルに入力。

↓

書類の出力
- 入力した情報を確認の上、書類作成機能から指定書類を出力。
  ※ 自由書式の書類は別途作成すること。
  ※ 添付書類を取り揃えること。
  ※ 書類不備・不足は、審査対象外の要因となり得るので留意すること。

↓

書類の郵送

【1次公募締切】
平成28年4月22日(金)
17時 (必着)

- 「 2－3 交付申請時の提出書類」(P.22)に則り、必要書類をファイリングしてSIIに郵送。

2-3.交付申請時の提出書類

【FEMSの導入の場合】

No.	書類名称		書式	備考
1	交付申請書		指定	
	交付申請書(別紙)		指定	役員名簿
	補助金及び交付申請に関する同意書		指定	
2	実施計画書	1　事業概要	指定	共同申請の場合は共同申請者情報も必要
		2　資金調達計画 3　事業実施に関連する事項	指定	
		4　事業スケジュール 5　発注区分表	指定	
		6　導入設備一覧	指定	
		7　エネルギー使用量確認表	指定	
		8　省エネルギー効果計算書	指定	省エネルギー効果計算に占有割合、独自計算を採用した場合、根拠資料を添付すること
		9　省エネルギー効果総括表	指定	
		10　システム概要図	指定	
		11　計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	指定	
		12　FEMS活用方針書	指定	
		13　導入システム機能確認書	指定	
3	見積関連書類	1　見積依頼仕様書	自由	
		2　見積金額一覧表	指定	
		3　見積書(3者分)	自由	写し ※販売事業者の押印必須
添付1	会社概要		自由	会社名、業種、資本金、従業員数、役員情報等の項目が入った概要資料。会社パンフレットでも可。 ※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写しを添付のこと
添付2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		自由	写し不可、発行から1年以内のもの。 ※個人事業主の場合は、下記のいずれかを添付のこと ・税理士等による税務申告をしたことを証明する書類 ・税務代理権限証書の写し ・確定申告書Bと青色申告決算書の写し
添付3	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)等		自由	写し不可、発行から1年以内のもの。補助対象設備が導入される場所のみ
添付4	FEMSの製品カタログ/FEMSの仕様書		自由	見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、メーカー発行の仕様書

【複合申請の場合】

No.	書類名称		書式	備考
1	交付申請書		指定	
	交付申請書(別紙)		指定	役員名簿
	補助金及び交付申請に関する同意書		指定	
2	実施計画書	1　事業概要	指定	共同申請の場合は共同申請者情報も必要
		2　資金調達計画 3　事業実施に関連する事項	指定	
		4　事業スケジュール 5　発注区分表	指定	
		6　導入設備一覧	指定	
		7　エネルギー使用量計算書	指定	設備毎に複数枚必要
		8　省エネルギー効果計算書	指定	更新範囲毎に複数枚必要
		9　エネルギー使用量確認表	指定	
		10　省エネルギー効果計算書(FEMS)	指定	省エネルギー効果計算に占有割合、独自計算を採用した場合、根拠資料を添付すること
		11　省エネルギー効果総括表	指定	
		12　既存設備の撤去範囲	自由	
		13　導入予定設備の配置図	自由	
		14　システム概要図	指定	
		15　計測・制御対象一覧(ポイントリスト)	指定	
		16　FEMS活用方針書	指定	
		17　導入システム機能確認書	指定	
3	見積関連書類	1　見積依頼仕様書	自由	
		2　見積金額一覧表	指定	
		3　見積書(3者分)	自由	写し ※販売事業者の押印必須
添付1	会社概要		自由	会社名、業種、資本金、従業員数、役員情報等の項目が入った概要資料。会社パンフレットでも可 ※個人事業主の場合は、青色申告書全様式の写しを添付のこと
添付2	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		自由	写し不可、発行から1年以内のもの ※個人事業主の場合は、下記のいずれかを添付のこと ・税理士等による税務申告をしたことを証明する書類 ・税務代理権限証書の写し ・確定申告書Bと青色申告決算書の写し
添付3	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)等		自由	写し不可、発行から1年以内のもの。補助対象設備が導入される場所のみ
添付4	設備の製品カタログ/設備の仕様書		自由	見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、メーカー発行の仕様書。省エネルギー設備、FEMS分を添付のこと

＜下記の書類は必要に応じて提出＞

添付5	設備設置承諾書	自由	店子等（設置場所の所有者以外）の場合は、オーナーの承諾書を添付のこと
添付6	リース契約内容申告書 リース料金計算書	指定	リースの場合は、資料添付のこと
	リース契約書案	自由	リースの場合は、資料添付のこと
添付7	ESCO契約書案 ESCO料金計算書	自由	ESCOの場合は、資料添付のこと
添付8	省エネルギー効果独自計算書	自由	SIIが用意した指定計算、簡易計算を用いずに、独自の計算にて省エネルギー効果計算を行う場合は、計算過程と計算結果を記載した資料、計算内したデータの根拠資料を添付のこと

◇ ファイリングの参考例

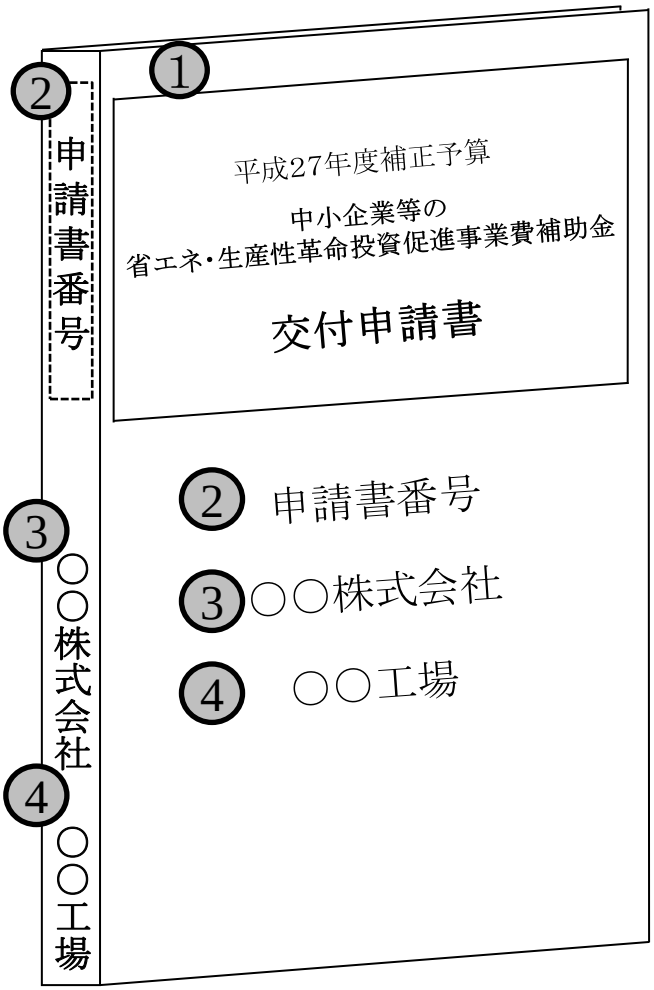

【ファイルの作成方法】

指定ファイル：A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

- 申請書類はA4判のファイル（2穴タイプ）でとじ、表紙には下記の項目を記入すること。
  - ① 事業名称
  - ② 申請書番号（※）
  - ③ 事業者名
  - ④ 事業所名

  背表紙には下記の項目を記入すること。
  - ② 申請書番号（※）
  - ③ 事業者名
  - ④ 事業所名

※ 補助事業ポータル入力時に発番される。

- ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。
- 全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること（クリアフォルダには入れない）。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホチキス止めは不可。
- **見積書以外は全て原本を取り揃えて申請書類一式をファイル化して申請すること。**
  なお、補助事業者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類を以ってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

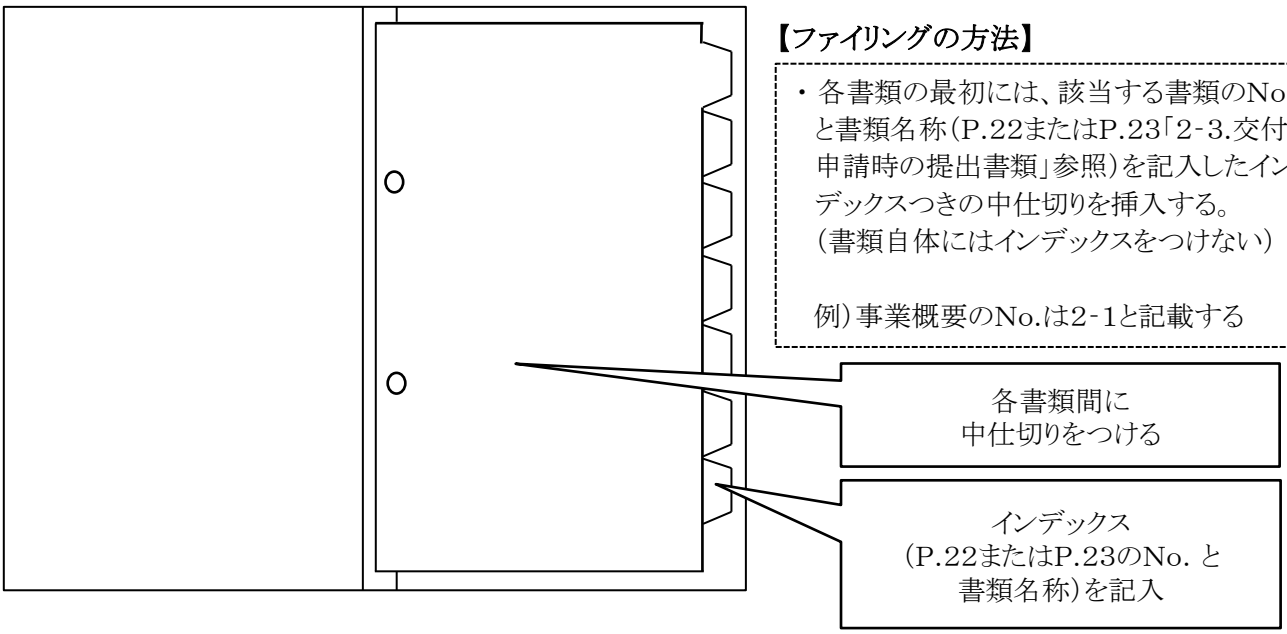

【ファイリングの方法】

- 各書類の最初には、該当する書類のNo.と書類名称（P.22またはP.23「2-3.交付申請時の提出書類」参照）を記入したインデックスつきの中仕切りを挿入する。
  （書類自体にはインデックスをつけない）

  例）事業概要のNo.は2-1と記載する

2-4.書類提出先と受付期間

補助事業ポータルでの事業内容の入力が完了し、申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式を下記の受付期間中に郵送する。持ち込みは受け付けない。

≪受付期間≫

1次公募：平成28年3月22日(火)　～　平成28年4月22日(金)　17時(必着)

※2次公募は、1次採択発表後に速やかに実施する。
※2次公募の結果、予算枠に満たないことが判明した場合は、3次公募を実施することがある。
※補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは申請と認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。
※申請書類は、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接持ち込みは不可)。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
※郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと。
※申請書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、不受理扱いや審査対象外とすることがある。
※申請書類は返却しないため、必ず写しを控えておくこと。

≪書類提出先≫

〒115－8691
赤羽郵便局私書箱45号

一般社団法人　環境共創イニシアチブ
審査第一グループ

「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」
交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用してもよい。
※ 郵送時は、必ず赤字で「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金　交付申請書在中」と記入のこと。

≪お問い合わせ先≫

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人　環境共創イニシアチブ
中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

TEL：0570－783－755（ナビダイヤル）
※ IP電話からのお問い合わせ　TEL：042－303－1533
受付時間　9:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)

ホームページ：http://sii.or.jp/

2-5. 審査基準

SIIは申請内容等について、下記の評価項目に沿って審査を行い、相対評価の結果を踏まえて、採択事業者を決定する。

① 審査項目

- 交付申請内容が本事業の交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 省エネルギー効果が得られる事業であること。
- 補助事業の事業計画が全体として適切であり、事業の確実性や継続性が十分であると判断できる内容であること。
- 導入するFEMSが「FEMS機能要件表」（P.9参照）に定められた基準を満たすこと。
- 補助対象経費が政府調達の指針である3者見積を行い、最低価格を用いた補助対象経費により申請されていること。
- 事業期間内に事業を完了する計画となっていること。
- 法定耐用年数に応じて事業が継続的に行われる事業計画であること。

② 評価項目

1）政策的意義の高い事業であること（中小企業基本法第二条に準じた定義に該当する企業であること）（P.10【中小企業者の定義】参照）。

2）省エネルギー効果の大きい事業であること。

1. 申請単位の省エネルギー量
2. 申請単位の省エネルギー率

⇒詳細は「【補足①】省エネルギー効果について」を参照（P.12）

3）費用対効果が高いこと。

③採択方法

採択事業者の決定にあたっては、設備区分毎に相対基準による評価を行い、全設備区分を統合した上で、上位者から予算の範囲内で採択を行うものとする。
なお、複数の設備区分の申請の場合は、申請された全設備区分の相対基準による評価の平均点を用いて評価を行う。

④留意事項

- 提出書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、不受理扱いや審査対象外とすることがある。
- 不備書類や不足書類があり、SIIから不備書類又は不足書類を指摘する不備通知の郵送や連絡を行う場合がある。受け取った際は、速やかに不備・不足を解消するよう対応すること。
- 交付申請が多数の場合、採択を行った上で交付決定通知書を発送するまで、一定程度の期間を要する。
- 交付決定前にすでに補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は補助対象外となるため、設備等の契約・発注は必ず交付決定後に行うこと。
- 交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果にかかわらず交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。
- 採択後、申請者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募の評価の際に減点を行うことがある。
- SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。

2-6.交付決定について

採択結果については、交付規程に従って交付決定通知の発送を以って申請者に通知する。
採択された補助事業者に対しては、交付決定通知を発送する時に中間検査及び実績報告に必要な事務手続きを記載した事務取扱説明書を案内する。事業開始後はその要領に従い事業を実施すること。

※交付決定後、採択分については事業者名、事業概要、補助金交付決定額等をSIIのホームページに掲載する。
※当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

3.事業開始～完了

3-1.補助事業の開始

① 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知書を受けた後、初めて契約・発注等の補助事業の開始が可能となる。原則、交付決定を受けた導入予定設備を契約・発注し、また、補助対象設備の契約・発注先は競争見積に参加した販売事業者と行うこととする。

※交付決定前に既設設備を事前に撤去あるいは除却する場合は、公募開始前の撤去ではないことの証明として、置き換える設備が明確に示せる日付入りの写真及び図面を必ず用意しておくこと。導入前後の状況が確認できない場合、補助金を支払うことはできない。

② 計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に事業内容や計画に変更が生じた場合、予めSIIに報告し、その指示に従うこととする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIへ報告を行うこと。

⇒詳細は「【補足⑦】事業内容に変更等がある場合について」を参照（P.32）

③ 中間検査等について

SIIは、事業期間中に必要に応じて現地調査を含む中間検査を行うことがある。

3-2.中間報告

1次公募で採択された補助事業者は、平成28年7月29日（金）17時(必着)までに、補助事業ポータル上で補助金振込口座登録依頼書等の必要書類を作成し、導入設備設置前写真等を併せて、中間報告書類を一般社団法人　環境共創イニシアチブ宛てに郵送する（郵送宛先には略称「SII」は使用しないこと）。

※ 補助事業ポータルに入力する内容は中間報告書類の内容と必ず一致させること。

※ 補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは中間報告とは認められない。必ず提出書類一式を郵送すること。

※ 交付申請時に補助事業ポータルを利用して必要書類を作成・申請し交付決定を受けた場合は、中間報告も必ず補助事業ポータルを利用すること。

3-3.実績報告

① 補助事業の完了について

- 補助事業者が、省エネルギー設備等の補助対象設備を導入の上、調達先等に対して全ての支払いが完了した時点を以て、補助事業の完了とする。
- 支払い条件は、検収翌月までに現金払い（金融機関による振込等）とすること（割賦払いや手形払い等は不可）。

② 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者は、補助事業の完了日から30日以内又は平成29年1月31日（火）17時(必着)のいずれか早い日までに、補助事業ポータル上で必要事項を入力して必要書類を作成の上、全ての必要書類を揃えて、実績報告書兼精算払い請求書をSIIに提出する。
- SIIは、実績報告書兼精算払い請求書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に速やかに通知する。

  ※申請通りの省エネルギー効果等が得られないことが明らかになった場合、補助金の支払いを行わない。

  ※交付決定内容と異なる設備が設置されている場合、補助金の支払いを行わない。
- 自社からの調達による補助金額の確定は、製造原価を以って補助対象経費とする。

  ※ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

⇒詳細は「【補足⑧】利益等排除について」を参照（P.32）

3-4. 補助金の支払い及び成果報告等

① 補助金の支払いについて

- SIIは、確定通知書を発送後、速やかに補助事業者に補助金を交付する。

② 取得財産の管理等について

- 補助事業の完了後においても、補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下、「取得財産等」という。）について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。その場合、補助金の返還が発生する場合がある。

③ 省エネルギー量等の成果報告について

補助事業者は事業終了後、事業所全体の1か月間のエネルギー使用量を基に前年同月のエネルギー使用量と比較することで省エネルギー量を算出し、その1か月分の削減比率から12か月分の省エネルギー量を算出した上で事業完了後90日以内にSIIへ成果を報告すること。但し、前記によりがたい補助事業者は事業完了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告することも可とする。

※なお、省エネルギー量の成果報告の実績が、交付決定時の計画値に対して未達の場合、支払い済みの補助金が返還となる場合がある。

※SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。

※導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、SIIあるいは国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力すること。

⇒詳細は「【補足⑨】事業完了後の成果報告方法に関して」を参照（P.33）

④ 交付決定の修正または取消、補助金の返還、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の修正または取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

【補足⑦】事業内容に変更等がある場合について

申請した事業の内容を変更する場合は、SIIが軽微と判断できるものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある。事業内容の変更の可能性がある場合は、時間に余裕をもって、SIIの担当者に相談すること（補助対象設備等の変更、大幅な数量・金額の変更、他の事業者への譲渡、会社の合併・分割等が該当する）。
なお、事業の目的に沿わない変更等については承認されないことがある。

	書類名	備考
① 代表者が変わるとき	申請情報変更届	SIIに連絡しその指示に従うこと
② 事業者名が変わるとき		
③ 住所が変わるとき		
④ 申請内容を変更したいとき	補助事業計画変更承認申請書	システムや機器の仕様、数量、金額等が変わるとき
	事業計画変更届	金額等の変更がないとき
⑤ 事業完了が遅れる見込みと判断されるとき	補助事業事故報告書	事前にSIIと連絡をとること
⑥ 事業完了後、取得財産の利用目的変更、処分等をしたいとき	補助事業財産処分承認申請書	事前にSIIと連絡をとること

【補足⑧】利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと捉えられる。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱う。

1. 利益等排除の対象となる調達先
   補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とする。

2. 利益等排除の方法
   原則、設備の製造原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める。
   例）売上原価／売上高（直近年度単独決算報告）をもって利益相当額を排除する。

＜利益等排除の考え方＞

	関係会社から	100％同一資本企業から	自社から
3者見積の場合	利益排除必要なし	利益排除必要なし	3者見積参加不可
特命発注の場合	利益排除必要なし 事由書をもって判断	利益排除必要なし 事由書をもって判断	利益排除

【補足⑨】事業完了後の成果報告方法に関して

本事業の成果報告は、下記いずれかの方法で計測・算出すること。
但し、下記以外でも、SIIが妥当性があると判断できる計測・算出方法は認められるため、事前にSIIへ確認すること（詳細は交付決定後の事務取扱説明書へ記載する）。

優先度	計測・算出方法	提出証憑	備考
1	EMSと接続がある計測器にて対象設備のエネルギー消費量を継続的に実測する方法	EMS計測値	タイムスタンプを含むこと
2	EMSと接続がない計測器（簡易ロガー等）にて対象設備のエネルギー消費量を一定期間実測する方法	ロガー記録値	タイムスタンプを含むこと
3	設備組み込みの計測器等のデータを記録した運転日報からエネルギー使用量を計算する方法	運転日報（コピー）	
4	設備稼働時の瞬時値（電流等）を計測し、瞬時値からエネルギー使用量を計算する方法	瞬時値計測の証憑（計測値写真など） 使用量計算の根拠（稼働時間根拠など）	負荷変動が少なく、瞬時値からでも実測値に近い値が計算できる場合に限る
5	設備更新後1か月間の電力料金等の請求書記載値と前年同月の記載値との差分を削減量とする方法	使用エネルギーの請求書（当月、前年同月）	本事業による設備更新以外は実施していない場合に限る

＜注意事項＞

- 本事業では、1か月成果報告を優先し、前記によりがたい場合は1年間のデータによる成果報告を実施すること。
- 1か月成果報告の場合、申請時点の【導入予定設備エネルギー使用量（1か月値）】と上記の計測・計算で得た【導入設備エネルギー使用量（1か月値）】の前年同月比較結果から、年間削減量を推計すること。
- 削減量達成度合いは、【申請時点の年間削減量見込】と上記の計算で得た【推計年間削減量】により評価を行う。
- 稼働条件変更や生産量増減の影響により、申請時点の計算条件と合わなくなった場合、<u>申請時点の条件に合わせる補正計算</u>を行うこと。
  ※詳細は交付決定後に案内する事務取扱説明書に記載する。

4.提出書類の作成例

交付申請書類の作成例

No. 1　交付申請書（様式第1）

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

様式第１

平成２８年○月○日

一般社団法人　環境共創イニシアチブ
代 表 理 事　　赤　池　　学　殿

東京都中央区○○二丁目3番5号
○○鉄工株式会社
代表取締役　　環境　太郎
印

○○県　○○市　○○町　○丁目○番○号
株式会社 ○○リース
代表取締役　　共創　太郎
印

平成２７年度中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金
交付申請書

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第５条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金交付要綱第３条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

交付申請書類の作成例

No. 1　交付申請書（様式第1）

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

記

１．補助事業の名称

ＦＥＭＳ設備導入による省エネルギー事業

２．補助事業の目的及び内容

○○○

交付申請書類の作成例

No. 1　交付申請書(別紙)

この書式の指定フォーマットは、補助事業ポータル(Web)から入手のこと。

(別紙)

共同申請の場合は、補助事業者毎に作成すること。

事業者名：○○鉄工株式会社

事業所名：鉄工所

役 員 名 簿

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ｶﾝｷｮｳ ﾀﾛｳ	環境 太郎	S	40	01	01	M	○○鉄工株式会社	代表取締役
ｶﾝｷｮｳ ﾊﾅｺ	環境 花子	S	45	12	24	F	○○鉄工株式会社	取締役
ｸﾝﾚﾝ ｼﾞｯｼ	訓練 実施	S	46	03	04	M	○○鉄工株式会社	取締役

(注)
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は２桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

交付申請書類の作成例

No. 1　補助金及び交付申請に関する同意書

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

補助金及び交付申請に関する同意書

本補助金の申請にあたり、交付規程、公募要領をよく読み内容を理解しました。
特に次の事項に対し、相違があった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることを承諾のうえ、申請することに同意します。

1．本申請は、既に事業活動を営んでいる事業所で使用している既存の設備を補助対象設備へ更新するものであり、補助対象設備の新規導入・増設ではありません。（FEMS導入については、この限りではありません。）
また、兼用設備、将来用設備、予備設備のいずれにも該当いたしません。

2．既存設備と導入予定設備で使用する用途に変更はありません。

3．交付決定は同一事業者に対して最大３件（異なる３事業所）まで、また同一事業者に対する補助金の合計額の上限が１億円であることを承知の上、申請致します。交付決定を受けた事業所で新たな申請はいたしません。

4．補助対象経費は補助対象設備の購入費のみであり、申請書に記入した補助対象経費には、それ以外の費用は含んでおりません。

5．事業の実施にあたり、補助対象設備の売買契約を締結する際は、競争見積に参加した販売事業者と補助対象設備の契約・発注を行うこととします。

6．中小企業者として申請する場合、公募要領で定める中小企業者の定義に該当することを確認しており、また、みなし大企業ではありません。

7．補助対象設備に対し、本補助金と国からの他の補助金並びにエネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）及び生産性向上設備投資促進税制の併用及び併願はありません。

8．補助事業者（設備使用者）が建物の所有者でない場合は、該当建物への補助対象設備の導入について、建物の所有者の了解を得ています。

9．導入予定設備は法定耐用年数の間、また複数設備を導入する場合は最長の法定耐用年数の間、継続的に維持、運用いたします。

１０．交付規程の別紙記載の暴力団排除に関する制約事項の各号について相違ありません。

１１．省エネルギー計算について、申告した各情報、各種計算方法、計算結果に相違がないことを確認いたしました。省エネルギー計算の過程でミス等があった等の理由により、申請時の省エネルギー量の達成が難しい見込みとなった場合は、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることを承諾いたします。

１２．全ての提出書類において、申請内容に虚偽や不正はありません。虚偽や不正があった場合は、補助金を返還することを承諾いたします。

☑　←内容に同意のうえ、チェック✓をつけること。

必ず1．～12．をよく読んだ上で、チェックを忘れないこと。

交付申請書類の作成例

No. 2-1 事業概要

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

2－1　事業概要

■主申請者情報　※主申請者は導入予定設備の主たる使用者とする　FEMS　◇指定

事業者名	フリガナ　〇〇テッコウカブシキガイシャ 〇〇鉄工株式会社			会社法人等番号	123456789012
主たる業種	金属製品製造業			補助金交付（振込）先	非該当
住所（本店所在地）	フリガナ　トウキョウト　チュウオウク　〇〇〇 〒　〇〇〇-〇〇〇〇 東京都中央区〇〇二丁目3番5号				
資本金	10,000,000　円	従業員数	〇〇〇　人	企業体	中小企業者
代表電話番号	01-2345-6789				
担当者情報　部署	管理部総務課			役職	課長
担当者情報　氏名	フリガナ　〇〇　〇〇〇〇 〇〇　〇〇	電話番号	01-2345-6789	主体となる管理担当者	該当
		メールアドレス	XXXX_XXXXX@XXX.co.jp		
担当者情報　住所 ※住所（本店所在地）と異なる場合のみ記入	フリガナ　〇〇ケン　〇〇〇シ　〇〇チョウ 〒　〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県　〇〇市　〇〇町　〇丁目〇番〇号				

リース等を活用せず、単独で実施する場合は、「該当」を選択すること。

共同申請の場合は、2枚目以降に記載されるので、添付すること。

■事業所情報（設置場所）

事業所名称	フリガナ　〇〇テッコウジョ 〇〇鉄工所
事業所の主たる業種	金属製品製造業
事業所住所 ※更新する設備を導入する事業所が「住所（本店所在地）」と異なる場合のみ記入	フリガナ　〇〇ケン　〇〇〇シ　〇〇チョウ 〒　〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県　〇〇市　〇〇町　〇丁目〇番〇号

■事業概要

補助事業名	ＦＥＭＳ導入による省エネルギー事業					
補助事業の目的及び内容	〇〇をして省エネルギーを図る事業である。					
導入予定設備区分	ＦＥＭＳ					
事業完了予定日	平成28年10月20日				導入設備の法定耐用年数	15　年
リース契約	有	契約期間	108か月		再リース	有
ＥＳＣＯ契約	無	契約期間				

計測・制御			
計　測	電　気（6　）点	〇〇
	ガ　ス（1　）点	〇〇
	油　（　）点	
	熱　（　）点	
	その他（　）点	
制　御	電　気（5　）点	〇〇
	ガ　ス（　）点	
	油　（　）点	
	熱　（　）点	
	その他（　）点	

ＦＥＭＳ　Ｌｖ.	電気：（Lv.2）　ガス：（Lv.1）　油：（　）　熱：（　）　その他：（　）		
省エネルギー効果	原油換算使用量（事業所）	事業実施前　34.176　（kl/年）	事業実施後　33.898　（kl/年）
	計画省エネルギー率（事業所）　0.8%	計画省エネルギー量（事業所）	0.278　（kl/年）
費用対効果	0.278（kl/年）／　0.15　（千万円）＝　1.8（kl/千万円）		

■事業費

		補助事業に要する経費（円）	補助対象経費（円）	補助金交付申請額（円）
事業費 （補助率　3分の1）	設備費	1,504,000	1,504,000	501,333
	工事費	480,000		
	その他の経費	0	-	-
	消費税	158,720	-	-
	計	2,142,720	1,504,000	501,333

交付申請書類の作成例

No. 2-1　共同申請者情報

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

共同申請者情報

■共同申請者情報（リース）

事業者名		フリガナ　カブシキガイシャ ○○○○リース 株式会社 ○○リース		会社法人等番号	987654321098
主たる業種		物品賃貸業		補助金交付(振込)先	該当
住所（本店所在地）		フリガナ　○○ケン　○○○シ　○○チョウ 〒　○○○-○○○○ ○○県　○○市　○○町　○丁目○番○号			
資本金		1,000,000,000　円	従業員数	○○○　人	
代表電話番号		00-9876-5432			
担当者情報	部署	企画部企画課		役職	主任
	氏名	フリガナ　○○　○○○○ ○○　○○	電話番号 メールアドレス	00-5432-9876 XXXX_XXXXX_XX@XXXXXX.co.jp	主体となる管理担当者　非該当
	住所 ※住所（本店所在地）と異なる場合のみ記入	フリガナ　○○ケン　○○○シ　○○チョウ 〒　○○○-○○○○ ○○県　○○市　○○町　○丁目○番○号			

■共同申請者情報（ＥＳＣＯ）

事業者名		フリガナ		会社法人等番号	
主たる業種				補助金交付(振込)先	
住所（本店所在地）		フリガナ 〒			
資本金			従業員数		
代表電話番号					
担当者情報	部署			役職	
	氏名	フリガナ	電話番号 メールアドレス		主体となる管理担当者
	住所 ※住所（本店所在地）と異なる場合のみ記入	フリガナ 〒			

交付申請書類の作成例

No. 2-2～ 2-3　資金調達計画/事業実施に関連する事項

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

2－2　資金調達計画

（単位：円）

	調達金額		備考
調達先	本補助金	501,333	
	自己資金	1,041,387	
	借入金	600,000	○○○銀行△△支店 【補助対象設備の担保の有無】 無
	その他	0	
	合計(税込)	2,142,720	

2－3　事業実施に関連する事項

他の補助金との関係	当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている、又は受ける予定があるか	無
過去の補助金との関係	今回の設備導入が影響する範囲に、過去に国から補助金の交付を受けているか	無
許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項	1）本事業　：　事業実施の前提となる事項があるか	無
	2）申請者　：　国、自治体から既に受けている許認可があるか	無
その他、実施上問題となる事項	その他、実施上問題となる事項があるか	無

交付申請書類の作成例

No. 2-4～2-5　事業スケジュール/発注区分表

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

2-4 事業スケジュール

契約・発注予定日	平成28年7月4日
検収予定日	平成28年10月14日
支払完了予定日	平成28年10月20日

検収月の翌月末までに支払いを完了させること。

2-5 発注区分表

（単位　円）　（単位　年）

	補助対象経費	補助対象外経費			消費税	合計(税込)	最長の法定耐用年数
	設備費(税抜)	設備費(税抜)	工事費(税抜)	その他の経費(税抜)			
費目合計	1,504,000	0	480,000	0 480,000	158,720	2,142,720	15

■内訳

（単位　円）　（単位　年）

No	設備区分	発注先	補助対象経費	補助対象外経費			消費税	合計(税込)	最長の法定耐用年数
			設備費(税抜)	設備費(税抜)	工事費(税抜)	その他の経費(税抜)			
1	ＦＥＭＳ	(株)○○システムズ	1,504,000	0	480,000	0	158,720	2,142,720	15
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

交付申請書類の作成例

No. 2-6　導入設備一覧

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

2－6　導入設備一覧

【凡例】●：子型番群の親型番（セット型番）　○：子型番　空欄：セット型番外の構成機器として導入

No.	設備区分	種別	性能区分	基準値1 性能値1	基準値2 性能値2	対象機器	製造メーカー	製品名	型番	台数	本体構成機器
1	FEMS	－	－	－	－	－	OOOEt	OOOコントローラシステム	ems-f001	1	－
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

交付申請書類の作成例

No. 2-7　エネルギー使用量確認表

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

2－7 エネルギー使用量確認表

使用エネルギー	単位	熱量換算係数	平成27年（実績）												
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
			エネルギー使用量												原油換算使用量(kl)
昼間買電	kWh	9.97	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	7000.0	21.600
夜間買電	kWh	9.28													0.000
その他買電	kWh	9.76													0.000
電気小計（原油換算使用量(kl)）			1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	1.800	21.600
液化石油ガス(LPG)	t	50.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	12.576
石油系炭化水素ガス	千m3	44.9													0.000
液化天然ガス(LNG)	t	54.6													0.000
その他可燃性天然ガス	千m3	43.5													0.000
コークス炉ガス	千m3	21.1													0.000
高炉ガス	千m3	3.41													0.000
転炉ガス	千m3	8.41													0.000
その他の燃料等	千m3														0.000
	千m3														0.000
	千m3														0.000
ガス小計（原油換算使用量(kl)）			1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	1.048	12.576
原油	kl	38.2													0.000
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl	35.3													0.000
揮発油(ガソリン)	kl	34.6													0.000
ナフサ	kl	33.6													0.000
灯油	kl	36.7													0.000
軽油	kl	37.7													0.000
A重油	kl	39.1													0.000
B･C重油	kl	41.9													0.000
油小計（原油換算使用量(kl)）			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
産業用蒸気	GJ	1.02													0.000
産業用以外の蒸気	GJ	1.36													0.000
温水	GJ	1.36													0.000
冷水	GJ	1.36													0.000
熱小計（原油換算使用量(kl)）			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石油アスファルト	t	40.9													0.000
石油コークス	t	29.9													0.000
原料炭	t	29.0													0.000
一般炭	t	25.7													0.000
無煙炭	t	26.9													0.000
石炭コークス	t	29.4													0.000
コールタール	t	37.3													0.000
その他小計（原油換算使用量(kl)）			0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計（原油換算使用量(kl)）			2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	2.848	34.176

（注）・事業場への入出のエネルギー全てに関して記述すること。
・蒸気、温水及び冷水の換算係数に相当する係数で当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で、適切と認められるものを求めることができるときは換算係数に代えて当該係数を用いることができる。
・導入後に生産量や稼働時間等が減る見込みがある場合、導入後の生産量は過去の実績年度と同じとすることとし、同条件として省エネルギー計算すること。

交付申請書類の作成例

No. 2-8　省エネルギー効果計算書(FEMS)

この書式は、補助事業ポータル(Web)から出力のこと。

２－８　省エネルギー効果計算書（ＦＥＭＳ）

■基本情報

計算方法	指定計算	導入方法	新規
		台数	1

■設備情報

設備情報	設備区分	ＦＥＭＳ	種別	―
	製造メーカー	○○○社		
	製品名	○○○○コントローラシステム	型番	ems-f001

■ＦＥＭＳ導入による省エネルギー量

		原油換算　kl/年					
		電気	ガス	油	熱	その他	計
ＦＥＭＳ　Ｌｖ．		Lv.2	Lv.1	-	-	-	
事業前エネルギー使用量		21.600	12.576	-	-	-	34.176
設備導入による省エネルギー量		-	-	-	-	-	-
ＦＥＭＳ導入前エネルギー使用量		21.600	12.576	-	-	-	34.176
①指定削減率		1.0%	0.5%	-	-	-	-
②占有率と削減率による効果計算	占有率	-	-	-	-	-	-
	削減率	-	-	-	-	-	-
③独自計算による省エネルギー量		-	-	-	-	-	-
ＦＥＭＳ導入による省エネルギー量		0.216	0.062	-	-	-	0.278
事業後エネルギー使用量		21.384	12.514	-	-	-	33.898
事業全体の省エネルギー量		0.216	0.062	-	-	-	0.278

※当計算書では、設備導入による省エネルギー効果計算時の裕度は加味しない

交付申請書類の作成例

No. 2-9 省エネルギー効果総括表

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

２－９　省エネルギー効果総括表

■事業による省エネルギー量

	事業実施前 原油換算使用量 (kl/年)	省エネルギー量 (原油換算　kl/年)						裕度 %	計画省エネルギー量 (原油換算　ｋｌ/年)	
		電気	ガス	油	熱	その他	計		計	削減率
高効率照明	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
高効率空調	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
産業ヒートポンプ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
業務用給湯器	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
高性能ボイラ	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
低炭素工業炉	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
変圧器	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
冷凍冷蔵庫	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0%	0.000	0.0%
設備小計	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	－	0.000	0.0%
ＦＥＭＳ	34.176	0.216	0.062	0.000	0.000	0.000	0.278	－	0.278	0.8%
事業全体	34.176	0.216	0.062	0.000	0.000	0.000	0.278	－	0.278	0.8%

■事業による省エネルギー量の内訳（更新範囲別まとめ）

設備区分	更新範囲	省エネルギー量（原油換算　kl/年）					
		電気	ガス	油	熱	その他	計
ＦＥＭＳ	―	0.216	0.062	0.000	0.000	0.000	0.278

交付申請書類の作成例

No. 2-10　システム概要図

この書式の指定フォーマットは、補助事業ポータル（Web）から入手のこと。

２－１０　システム概要図

補助事業者名	○○鉄工株式会社		
事業所名	○○鉄工所		
システム・機器番号	ems-f001	システム・機器名称	○○○コントローラシステム

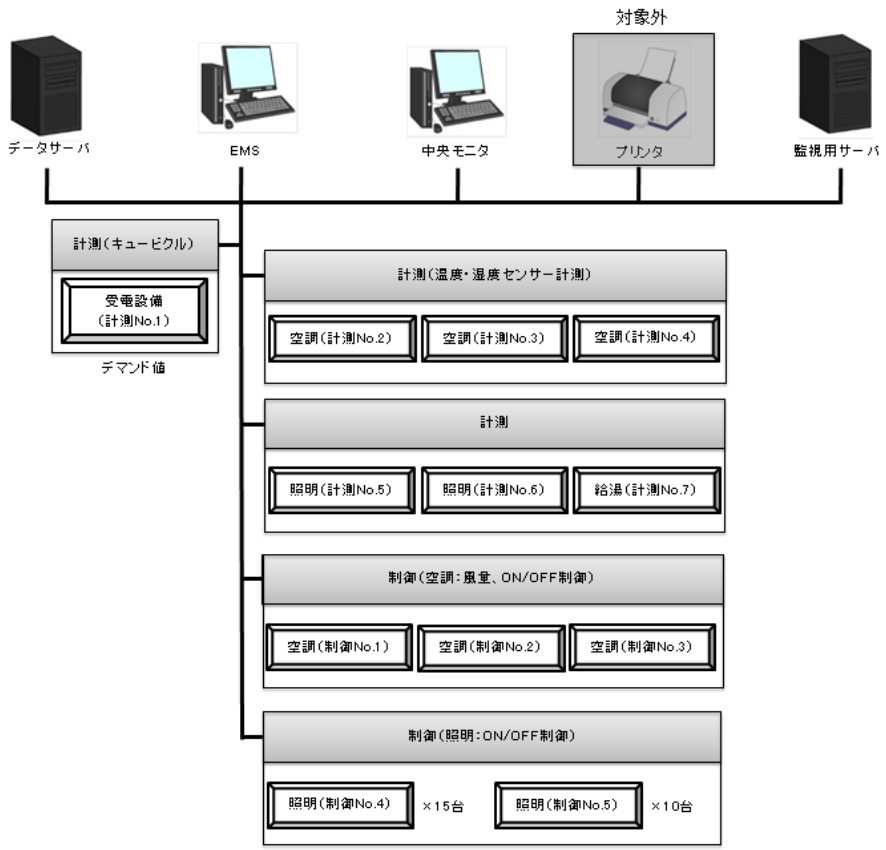

補助対象外の計測点、制御点がある場合、範囲がわかるように囲んだ上で記載

計測	空調、照明など、計測対象を明確に記述すること	計測点数	7	点
	受電電力（1点） 空調電力量（3点） 照明電力量（2点） 給湯ガス量（1点）			
制御	空調、照明など、制御対象を明確に記述すること	制御点数	5	点
	・空調 自動制御：風量制御（ON/OFF、風量のみ） →3点　1F～2F　計3台（制御アダプタ利用） ・照明 自動制御：時間帯別制御（ON/OFFのみ） →2点　1F～2F　計25台（制御アダプタ利用） ・給湯 制御なし			

交付申請書類の作成例

No. 2-11 計測・制御対象一覧（ポイントリスト）

この書式の指定フォーマットは、補助事業ポータル（Web）から入手のこと。

2－11 計測・制御対象一覧（ポイントリスト）

補助事業者名	○○鉄工株式会社		
事業所名	○○鉄工所		
システム・機器型番	ems-f 001	システム・機器名称	○○○コントローラシステム

計測

No.	ポイント名称	エネルギー種別	計測対象設備	設置場所	計測機器	型番
1	受電電力	電気	その他	1Fエネルギー管理室	パルス検出器	PULSE-1234
2	○○○-1-1空調機ファン	電気	空調	1F作業スペース	電力量センサ	ABC12-345
3	○○○-1-2空調機ファン	電気	空調	1F作業スペース	電力量センサ	ABC12-345
4	○○○-2-1空調機ファン	電気	空調	2F作業スペース	電力量センサ	ABC12-345
5	一般電灯1	電気	照明	1F作業スペース	電力量センサ	ABC12345
6	一般電灯2	電気	照明	2F作業スペース	電力量センサ	ABC12345
7	1F給湯	ガス	給湯	1Fガス配管	ガス流量センサ	ABC-12345
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

制御

No.	ポイント名称	エネルギー種別	制御対象設備	設置場所	制御機器	型番
1	○○○-1-1空調機ファン	電気	空調	1F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD
2	○○○-1-2空調機ファン	電気	空調	1F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD
3	○○○-2-1空調機ファン	電気	空調	2F室内機（天井裏）	空調制御アダプタ	AB-12-CD
4	一般電灯1	電気	照明	1F照明器具（天井）	照明制御アダプタ	AB-13-CD
5	一般電灯2	電気	照明	2F照明器具（天井）	照明制御アダプタ	AB-13-CD
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

交付申請書類の作成例

No. 2-12　FEMS活用方針書

この書式の指定フォーマットは、補助事業ポータル（Web）から入手のこと。

2－12　FEMS活用方針書

補助事業者名	○○鉄工株式会社		
事業所名	○○鉄工所		
FEMS活用における責任者	○○　○○	役職	代表取締役

管理指標および省エネルギー実施方法

■計測および制御
・空調設備制御
月別、時間帯別に電源・風量を制御し省エネを図ると共に、計測を行い現状のエネルギー使用量を把握し
継続的な省エネを実施する
1F○○側　○時電源入　○時電源切　室温○○度　風量○○
・照明設備制御
時間帯別に電源を制御し省エネを図ると共に、計測を行い現状のエネルギー使用量を把握し継続的な省エネを実施する
1F○○側　○時電源入　○時電源切
(※月別に制御設定の変更を行う場合やエリア／フロア毎に制御内容を分ける場合は、その旨を記載すること)
■計測のみ
・給湯設備
常時計測を行い、エネルギー使用量を把握し使用方法についての意識改善を図り、省エネルギーに寄与する
1F　○○に設置されている給湯設備の計測

個別計測機能（設備）について

本事業での導入有無	有
導入計画	－

制御機能（設備）について

本事業での導入有無	無
導入計画	2～3年を目安に更なる省エネルギー化を図るため、使用している電力設備に対して制御機器を増設予定 加えて、今後5年を目途に生産設備の新規導入を予定しており、計測/自動制御のための機器を新設予定

目標値	達成予定時期
■電力　：　年間○％削減 内訳）：　kWh／○個　⇒　kWh／○個 ■ガス　：　年間○％削減 内訳）：　運転時間の最適化によって、給湯量の削減を行う	2016/**/**

FEMS活用に伴う省エネルギー実施体制

■FEMS管理責任者
・対策立案と決定
・定期報告データ分析
・各担当部門への情報共有および指導

■○○担当
・省エネに伴う指標、実績管理
・計測・制御ポイントの定期点検
・各種データ収集

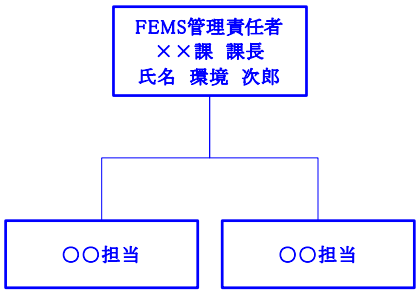

実績確認および省エネルギー方針の見直し頻度

実績確認　：　四半期に1回（年4回）
省エネ方針の見直しについては、月別の実績に基づき実施する
・生産量とエネルギー使用量のデータから生産原単位あたりのエネルギー使用量を確認
目標値との差異を確認し、不足している場合は新たな対策を検討する。

交付申請書類の作成例

No. 2-13　導入システム機能確認書

この書式の指定フォーマットは、補助事業ポータル（Web）から入手のこと。

2－13　導入システム機能確認書

補助事業者名	○○鉄工株式会社
事業所名	○○鉄工所

No.	項目			保有機能確認欄	機能
1	エネルギーの計測・見える化	全体 ※1 ※2	見える化	○	電力とガスの計測・入力データを省エネ法の係数に基づき原油換算し、事業所全体の原油使用量として閲覧することが可能。 CO2排出量換算機能も保有。
2			内訳表示	○	月別の原油換算使用量内訳を燃料種別に色を分けてグラフ表示できる。
3		電力	全体電力使用量	○	パルス取得可能な場合はパルスデータを用いて、それ以外の場合は主幹へセンサーを取り付け全体電力消費量を計測可能。
4			個別電力使用量 ※3	○	各系統や個別機器へ電力センサーを取り付けることで計測する
5			計測間隔	○	全計測点において30分積算電力量の計測可能
6			見える化	○	全計測点の30分積算電力量の閲覧が可能
7		電力以外 ※2	全体エネルギー使用量	○	ガス等の各請求データを1カ月単位で入力可能
8			個別エネルギー使用量 ※3	○	積算流量計との接続が可能であり、ガス等のエネルギーを測定可能
9			計測(入力)間隔	○	ガス等のエネルギー使用量を1カ月単位で入力可能
10			見える化	○	全体のガス等エネルギー使用量を1カ月単位で閲覧可能
11	接続機器制御	電力	個別機器制御 ※3	○	空調・照明等の制御基板との接続により自動制御可能
12			デマンド目標設定と通知	○	契約電力及び目標値に応じて、3段階のアラームメール及び画面表示にて責任者へ通知（オプションでパトランプや音量アラームも付加できる）
13			デマンド制御 ※3	○	デマンド目標値に応じて空調等を自動制御可能
14		電力以外	個別機器制御 ※3	○	オプションの制御モジュールの追加と主装置との連携により制御可能（I/Fが連携可能な場合に限る）
15			使用量目標設定と比較	○	4半期毎の使用量目標設定が可能。毎月の使用量データ入力後、4半期目標を超える可能性が高い場合は、管理者へ注意喚起を通知可能
16	データ保存・抽出	計測・入力データの保存		○	全計測及び入力データを60か月保存可能
17		制御履歴の保存 ※4		○	FEMSで行った制御履歴（アンサーバック有）を24か月以上保存可能
18		計測・入力データの抽出		○	全計測及び入力データをCSV形式で出力可能

※1　ガス、重油、石油等の外部購入エネルギー。工場内部でボイラー等により発生する熱は対象外だが、外部からの熱供給は対象。
※2　電力のみで操業している工場など、将来的にも電力以外のエネルギー使用がないことが明らかな場合は当該機能保有・導入は「任意」とする。
※3　制御機能や子メータを導入しない場合、「FEMS活用方針書」に将来的な制御・計測予定設備と時期を記載すること。
※4　制御時間を計算できる状態でログを保存すること。　（制御発停時間、制御内容、制御対象設備など、アンサーバック取得と記録を推奨するが必須化はしない。）

交付申請書類の作成例

No. 3-1　見積依頼仕様書

この書式の汎用フォーマットは、補助事業ポータル(Web)から入手できます。

３－１　見積依頼仕様書

見積依頼仕様書

補助事業名　：　ＦＥＭＳ導入による省エネルギー事業

件名　：　ＦＥＭＳの導入

設備区分　：　ＦＥＭＳ

以下仕様要件を満たす、見積りをお願いいたします。

平成　○○年　○○月　○○日

株式会社 ○○リース
○○　○○　印

納期　：　平成○年○月○日
支払条件　：　検収翌月末までに現金払い

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1	ＦＥＭＳ	■計測 受電電力（1点） 空調電力量（3点） 照明電力量（2点） 給湯ガス量（1点） ■制御 ・空調 自動制御：風量制御（ON/OFF、風量のみ） →3点　1F～2F　計3台（制御アダプタ利用） ・照明 自動制御：時間帯別制御（ON/OFFのみ） →2点　1F～2F　計25台（制御アダプタ利用） ・給湯 制御なし	-

発注しようとする設備等の名称。

発注しようとする設備の要求仕様を列記する。
※特定のメーカーしか導入できない場合、その理由を明記した上で3者以上による価格競争を実施。

※「平成２７年度補正予算中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」のＦＥＭＳ機能要件表に定める機能を充足すること

交付申請書類の作成例

No. 3-2　見積金額一覧表

この書式は、補助事業ポータル（Web）から出力のこと。

３－２　見積金額一覧表

補助事業名：ＦＥＭＳ導入による省エネルギー事業

件名　　：ＦＥＭＳの導入

３者とも実施計画書、見積依頼仕様書の仕様を満たしている。 よって、補助対象経費の合計が最も安価な右記の会社を選定する。	(株)〇〇システムズ

設備区分	ＦＥＭＳ

補助対象経費（税抜）	設備費合計	1,504,000
補助対象外経費（税抜）	設備費	0
	工事費	480,000
	その他の経費	0
消費税		158,720
合計		2,142,720

■見積比較

見積取得先会社名	(株)〇〇システムズ	〇〇サービス(株)	(株)〇〇テクノロジー
補助対象経費合計（税抜）	1,504,000	1,800,000	1,600,000

交付申請書類の作成例

No. 3-3　見積書(3者分)

補助事業名が合っているか。

見積日が、公募要領公開日以降であるか。

御見積書

株式会社 〇〇リース　御中
補助事業名　：　FEMS導入による省エネルギー事業
件名　：　FEMSの導入

見積番号　：　12-3456
平成　〇年　〇月　〇日

〇〇鉄工株式会社
〇〇支店

補助対象経費
設備費(税抜)　¥ 1,504,000

補助対象外経費
工事費(税抜)　¥ 480,000
消費税　¥ 158,720
御見積金額合計　¥ 2,142,720

納期や見積有効期限は適正か。

納期　：　平成　〇年　〇月　〇日
受渡条件　：　据付調整渡し
御支払条件　：　検収翌月末までに現金払い
見積有効期限　：　見積後〇〇日

支払い条件が、検収翌月以内に現金払いとなっているか。

補助対象経費と、補助対象外経費が正確に分けられているか。

型番単位の明細見積になっているか。

1. 設備費	型番	数量		単価	金額
FEMS	ems-f001	1		1,504,000	1,504,000
設備内訳)					
主装置	ems-f001	1	・・・	・・・	・・・
パルス検出器	pa-100	1	・・・	・・・	・・・
電力量センサ	de-200	1	・・・	・・・	・・・
ガス流量センサ	oi-300	1	・・・	・・・	・・・
小計					1,504,000
2. 工事費					480,000
3. 消費税					158,720
総計					2,142,720

3者分の見積があるか。

5.資料

資料1　日本標準産業分類

大分類		中分類	分類項目名
A	農業、林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
		04	水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業（設備工事業を除く）
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業（家具を除く）
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業（信書便事業を含む）
I	卸売業、小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
	卸売業、小売業（続き）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業・保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業（他に分類されないもの）
		73	広告業
		74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育、学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育、学習支援業
P	医療、福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合（他に分類されないもの）
R	サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く）
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務（他に分類されないものを除く）	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

資料2 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金交付規程（抜粋）

平成28年2月16日
SII－27X－規程－001

（目的）
第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が行う経済産業省からの中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金交付要綱（20160125財資第1号。以下「要綱」という。）第3条に基づく中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）
第2条 SIIが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

（交付の対象）
第3条 SIIは、省エネルギー性能が高い機器及び設備の導入により事業活動における省エネルギーを促進する事業（中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業）（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてSIIが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

（補助率）
第4条 補助事業に係る補助率は、補助対象経費の3分の1以内とする。

（交付の申請）
第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書にSIIが定める書類を添付して、SIIが別に定める時期までに提出しなければならない。

（交付の決定）
第6条 SIIは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、SIIは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。
2 SIIは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
3 SIIは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）
第7条 SIIは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
(1) 補助事業者は、法令、本規程、公募要領、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
(2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、SIIに報告すべきこと。
(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。
(4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。
(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにSIIに報告し、その指示を受けるべきこと。
(6) 補助事業者は、SIIが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、SIIの指示に従うべきこと。
(7) 補助事業者は、SIIが第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
(8) 補助事業者は、SIIが第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
(9) 補助事業者は、SIIが第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、SIIが指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
(10) 補助事業者は、SIIが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめSIIの承認を受けるべきこと。
(12) 補助事業者は、第21条第3項及び第22条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、SIIの請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
(13) 補助事業者は、補助事業終了後、SIIの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
(14) 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

（申請の取下げ）
第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をSIIに提出しなければならない。

（契約等）
第9条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

（計画変更の承認等）
第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。
(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
2 SIIは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
3 SIIは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（債権譲渡の禁止）
第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をSIIの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
2 SIIが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がSIIに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、SIIは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がSIIに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
(1) SIIは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又これへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
(3) SIIは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、SIIが行う弁済の効力は、SIIが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）
第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をSIIに提出し、その指示を受けなければならない。

（状況の報告）
第13条 補助事業者は、SIIが特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をSIIが要求する期日までに提出しなければならない。

（実績の報告）
第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又はSIIが定めた日のいずれか早い日までに、様式第7による実績報告書兼精算払い請求書をSIIに提出しなければならない。
2 補助事業者は、補助事業がSIIの会計年度内に終了しなかったときは、SIIが定めた日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をSIIに提出しなければならない。
3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめSIIの承認を受けなければならない。

（補助事業の承継）
第15条 SIIは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）
第16条 SIIは、第14条第1項の実績報告書兼精算払い請求書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
3 SIIは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
4 SIIは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
(1) 返還すべき補助金の額
(2) 延滞金に関する事項
(3) 納期日
5 SIIは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
6 SIIは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、第20条第1項に定める延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）
第17条 SIIは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、様式第11による概算払請求書の提出があり、必要があると認められる場合には概算払をすることができる。

（交付決定の取消し等）
第18条　SIIは、第10条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
(1) 補助事業者が、法令、本規程、公募要領又は法令若しくは本規程に基づくSIIの処分若しくは指示に違反した場合。
(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
(5) 補助事業者が、別紙　暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
2　前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
3　SIIは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
4　SIIは、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
5　SIIは、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、第19条第1項に定める加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
6　第16条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第16条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）
第19条　SIIは、加算金を徴収する場合、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10．95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。
2　SIIは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
3　SIIは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）
第20条　SIIは、延滞金を徴収する場合、その未納付額につき年利10．95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
2　SIIは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
3　前条第3項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（取得財産等の管理等）
第21条　補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2　補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するものとする。
3 SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限）
第22条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
2　取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間とする。
3　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出して承認を受けなければならない。
4　前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の経理等）
第23条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
2　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間SIIの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）
第24条　申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）
第25条　SIIは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びSIIが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
2　この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、SIIが別にこれを定める。

附則
この規程は、平成28年2月16日から実施する。

資料3　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)

最終改正:平成一四年一二月一三日法律第一五二号

第一章　総則(第一条―第四条)
第二章　補助金等の交付の申請及び決定(第五条―第十条)
第三章　補助事業等の遂行等(第十一条―第十六条)
第四章　補助金等の返還等(第十七条―第二十一条)
第五章　雑則(第二十一条の二―第二十八条)
第六章　罰則(第二十九条―第三十三条)
附則

第一章　総則

(この法律の目的)
第一条　この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。
(定義)
第二条　この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。
一　補助金
二　負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
三　利子補給金
四　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
2　この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
3　この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
4　この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
一　国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
二　利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
5　この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
6　この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
7　この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条 に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。
(関係者の責務)
第三条　各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
2　補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。
(他の法令との関係)
第四条　補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)
第五条　補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。
(補助金等の交付の決定)
第六条　各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。
2　各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
3　各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
4　前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。
(補助金等の交付の条件)
第七条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。
一　補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
二　補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
三　補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
四　補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
五　補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
2　各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
3　前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
4　補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。
(決定の通知)
第八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。
(申請の取下げ)
第九条　補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
2　前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。
(事情変更による決定の取消等)
第十条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
2　各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
3　各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
4　第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章　補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)
第十一条　補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
2　間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
(状況報告)
第十二条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。
(補助事業等の遂行等の命令)
第十三条　各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
2　各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。
(実績報告)
第十四条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
(補助金等の額の確定等)
第十五条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。
(是正のための措置)
第十六条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。
2　第十四条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第四章　補助金等の返還等

(決定の取消)
第十七条　各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2　各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
3　前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
4　第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。
(補助金等の返還)
第十八条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
2　各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
3　各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
(加算金及び延滞金)
第十九条　補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
2　補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3　各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
(他の補助金等の一時停止等)
第二十条　各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。
(徴収)
第二十一条　各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
2　前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章　雑則

(理由の提示)
第二十一条の二　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。
(財産の処分の制限)
第二十二条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
(立入検査等)
第二十三条　各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(不当干渉等の防止)
第二十四条　補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。
(行政手続法 の適用除外)
第二十四条の二　補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章 及び第三章 の規定は、適用しない。
(不服の申出)
第二十五条　補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。
2　各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
3　前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。
(事務の実施)
第二十六条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。
2　国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
3　前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 の適用除外)
第二十六条の二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条 及び第四条 の規定は、適用しない。
(電磁的記録による作成)
第二十六条の三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。
(電磁的方法による提出)
第二十六条の四　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。
2　前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。
(適用除外)
第二十七条　他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。
(政令への委任)
第二十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章　罰則

第二十九条　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2　前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。
第三十条　第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第三十一条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一　第十三条第二項の規定による命令に違反した者
二　法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者
三　第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
第三十二条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。
2　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第三十三条　前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。
2　国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。
附　則　抄
1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。
2　この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附　則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）　抄
(施行期日)
1　この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)
7　第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附　則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）　抄
1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附　則（昭和四五年四月一日法律第一三号）　抄
(施行期日)
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成五年一一月一二日法律第八九号）　抄
(施行期日)
第一条　この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)
第二条　この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
第十四条　この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
（政令への委任）
第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定　公布の日
（国等の事務）
第百五十九条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）
第百六十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
2　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）
第百六十一条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。
2　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（手数料に関する経過措置）
第百六十二条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
第百六十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第百六十四条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
2　附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
（検討）
第二百五十条　新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第二百五十二条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人　環境共創イニシアチブ
中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金

補助金申請に関するお問い合わせ窓口　０５７０－７８３－７５５
（ナビダイヤル）

※ IP電話からのお問い合わせ　０４２－３０３－１５３３

＜受付時間：９：００～１７：００（土曜、日曜、祝日を除く）＞